ಾಣ

北海道のダムと砂金

へるふね perupneix

目次

	/ \	

北海道のダムと砂金

はじめに

戦後日本は混乱のさなかにあった。国土は戦禍で荒廃し、食糧難や住宅難、極度のインフレや、引揚者等による人口の急増等、混乱と社会不安が深刻化していた。この問題を解決するには、国内資源を開発し、食料と人口問題の解決を図ることが必要である。このため、政府は国内のインフラ整備、治水対策と電源の開発、農業の復興を図るため、各地にダムを建設することとしたのである。

ダムは川の上流部に作られることが多く、その周辺では砂金が採れることがある。このため川に鉱業権(旧砂鉱権)が設定されている場合、これらを抹消するため補償が行われたが、交渉が難航し紛争に発展したこともある。これらダム建設に伴う鉱業権の補償、紛争事例、識者の見解等は、現代の砂金掘りにとっても興味深い。本稿は北海道におけるダム建設に伴う砂金等の鉱業権の補償について、資料を基に紹介し、読者諸兄の参考に供するものである。

1ダムとは

ダムは河川の流水を貯留し、取水するための工作物で、基礎地盤からの高さが15m 以上のものをいう。高さが15m未満のものは堰と定義されるが、砂金掘りにとっては、 ダムであろうが堰であろうが、川を堰き止める物は、砂金の供給を阻害する邪魔物にし か映らないであろう。

ダムは治水目的(洪水調節、農地防災等)と利水目的(かんがい、水道、発電等)に大別される。また、複数の目的を持って建設されるダムは多目的ダムと呼ばれる。ダムの建設事業者は、国(国土交通省、農林水産省)、地方自治体、、電気事業者、民間企業等であるが、これら起業者が建設したダムは、日本において約3千個と言われている。また、本稿では触れないが、森林法に基づいて建設される治山ダム、砂防法に基づいて建設される砂防ダムを含めれば、その数は膨大なものとなるであろう。

ダムを建設するには、ダム地点と呼ばれる建設地を選定する必要がある。ダム地点は 地形と地質によって決まるが、地形としては谷が狭く、地質としては岩盤が強固である ことが望ましい。谷が狭ければコンクリートの量が少なくて済み、岩盤が強固であれば 安全なダムが作れるからである。更にダムの上流側に平地が広がっていれば、多くの貯 水容量を確保することができるため最適である。

2ダムと砂金

砂金は砂状に細粒化した自然金で、金鉱脈が風化などにより崩壊し、川を流れ下るうちに金だけが分離して、下流の川岸等に沈殿したものとされる。しかし、金の比重は水の19倍で、その比重から地表面に留まることはなく、土砂中に含まれる金も水の流れ等によって次第に沈下し、最終的には岩盤等に到達することになる。ダム地点は岩盤が強固なため砂金が留まるのに適しており、ダム上下流は山間部から土砂が放出された扇

状地形になっており、砂金が滞留することが多い。このため、ダム地点とその上下流に 砂金の採取を目的とする鉱業権が設定され、ダムの建設に伴って補償要求がなされるこ とがある。

本稿はそのいくつかについて検証し、鉱業権補償のあり方についても論じる。

3北海道におけるダムの建設

ダムは全国で建設されたが、特に戦後の混乱期においては、豊富な資源を包蔵する北海道の開発がクローズアップされた。このため、昭和25年北海道開発法が制定され、事業執行機関として北海道開発局が設置された。北海道開発局は、北海道において、建設省、農林水産省等の予算を一元的に執行する機関であり、北海道総合開発計画に基づき事業を進めたが、第1次北海道総合開発計画は昭和26年に策定され、電源開発、食料増産等を目的とした、鷹泊ダム、桂沢ダム、大夕張ダム、金山ダムを建設することとしたのである。

4ダムの建設に伴う用地の補償

日本国憲法第29条は、「私有財産は、これを侵してはならない」と定めているが、同条第3項では「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とし、ダムをはじめとする公共事業を行う場合には、正当な補償を行って用地を確保してからでないと、事業を進めることはできない。このため、事業に必要となる土地は取得し、土地に家屋等が存する場合には移転させ、土地に権利等が設定されている場合には抹消させることが必要である。そこで、起業者と地権者とが交渉を行って補償が行われるのであるが、当初は起業者毎に補償内容が区々で、時に不当とも思われる補償が行われることがあったため、国は、補償に関する統一した基準として「公共事業の施行に伴う損失補償基準要綱」を定め、以降これを基本として補償を行うこととしたのである。

5鷹泊ダムの鉱業権に対する補償

鷹泊ダムは、北海道深川市鷹泊に、1級河川石狩川水系雨竜川を堰き止めて建設されたもので、堤高37m、提頂長170m、湛水面積137haの重力式コンクリートダムで、かんがいと発電を目的とし、国(農林水産省)が北海道(公営電気事業者)と共同で建設したものである。ダム地点は、貴重な鉱物である砂白金(イリドスミン)の産地で、戦時中航空機の製造に必要な重要鉱物とされ、これらの採掘のため、昭和18年12月、国策会社である帝国砂白金開発有限会社が設立された。この地域の鉱業権は、周囲の森林を持つ王子製紙株式会社などが所有していたが、帝国砂白金開発有限会社は、それらを強制的に買収、徴用工を用いるなどして大々的な採掘を行った。ちなみに、同社は幌加内、和寒、夕張等でも同様の採掘を行ったが、結果として、軍要請による砂白金の必要量は確保できなかった様である。戦後、帝国砂白金開発有限会社は解散し、空白となった鉱区に再び砂金掘りが群がった。このため、鷹泊ダムを建設するに当たり、新たな鉱業権者から膨大な補償要求がなされることとなり、その内容は、「雨竜川鷹泊電源

開発事業史」に次の様に記載されている。

鷹泊ダムの建設に伴う用地の補償については、他と同様、多くの補償問題があったが、 ダムの水没区域内に、旧砂鉱法による砂金、砂白金等の鉱業権が12鉱区、489,1 15坪設定されており、その権利者は6名であった。これらに対し、補償を要するかど うかについて検討した結果、憲法第29条は補償なくして権利を奪うことを許容してい ないと解し、鉱業権を取り消すには補償を要するものであるとの結論に達した。

本地帯は砂白金鉱区として全国的に有名で、戦時中は軍命令による徴用を行い、大々的に採取したことはすでに周知のとおりである。その後、終戦によりほとんど顧みられなかったが、朝鮮戦争勃発により再び採掘をはじめ、相当な収益をあげたものもあった。何しろ、昭和 26 年告示のイリドスミン価格は、1 g 1, 900 円(1 9 7, 125 円)もしたのだから、川に集まった労務者が多いのは当然である。その採取方法は原始的な水洗式によるものであるが、その採取のため、河川敷地の使用許可を受けたものはなかった。

これらに対する補償を検討するため、北海道開発局、北海道庁、札幌通産局、各鉱業権者が参集し、鉱業権者から①出願費、②維持管理費、③税金、④鉱区抹消費用、⑤施設費、⑥純益、⑦調査費、⑧買収費等について調書の提出を求めたところ、鉱業権者の補償要求額は1億円にも上る膨大なものであった。しかし、その内容を検討すると、種々納得できない点、不合理な点があり、北海道開発局及び北海道庁の担当者が検討した結果、地下に埋蔵された砂白金の補償については、その現況を把握することは極めて困難であり、砂金砂白金の補償は全国的にも例がないため、補償は鉱区の時価によるものとし、補償額算出方法を次のとおりとした。

鷹泊貯水池の湛水区域内に該当する鉱区は、12鉱区、489,115坪であり、鉱業権者は6名であるが、各人の採掘可能面積は現況に応じて査定した。また、坪当砂白金含有量について、実績に基づき0.30554匁とし、この90%を採掘可能なものとした。これに純金率75%、砂白金の公定価格1匁7,120円を乗じ、坪当たりの砂白金単価を1,468円42銭とした。この価格に査定坪数を乗じ、採掘費用を、河川敷にある鉱区については90%、その他については95%として、その差額を鉱区の時価とし、その20%を補償することが適切と考えた。この結果、鉱区の時価は2千百6万9千838円、その20%は421万3千962円となったので、この金額で鉱業権者と折衝し、総額411万円の補償額で妥結したのである。

公共用地の取得に伴う損失補償基準によれば、鉱業権の消滅に対する補償は、操業している鉱山の場合、その鉱山の純収益、報酬利率、蓄積利率、可採年数、今後投下されるべき起業費を、ホスコルドの公式と呼ばれる式に当てはめて算出することとされている。本件の場合、鉱量、価格、経費率、補償率を掛け合わせて補償額としているが、基準制定前の話しでもあり、その妥当性はともかくとして、その鉱量について検証してみたい。鉱量は、年間採掘実績、操業計画、監督官庁や学識経験者等の意見を参酌して決定す

るものとされている。しかし、小規模な砂白金の採掘は計画的に行われているとは言いがたく、また、砂白金等の重鉱物は、一定の場所に濃集する傾向があり、一旦採掘を行えばその場所はほぼ掘り尽くされてしまうのである。鷹泊の様に、帝国砂白金開発有限会社が大規模に採掘を行った場所に、言われる程の砂白金が残っていたかは疑問である。雨竜川鷹泊電源開発事業史では、48万9 + 115坪の鉱区に、坪当たり0.30554匁の砂白金が含まれるとしているが、1坪を3.3 ㎡、1匁を3.75gで換算すると、161万4 + 79 ㎡の鉱区に、㎡当たり0.3472gの砂白金があることになり、埋蔵鉱量は56万408g(560kg)となる。

北海道における砂白金の産出量は、昭和18年から20年までの3年間で、6万594 g(60 kg)だったという記録があり、帝国砂白金開発有限会社が2千人もの鉱夫を使って掘り尽くした鉱区に、その10倍もの砂白金が眠っているとは到底考えられないのである。鉱量の認定に当たっては現地調査を行ったと思うが、山師にとって、貧鉱を富鉱に見せかける技術は非常に巧妙であり、補償担当者の目をくらませ、可採鉱量を多く見積もらせることはたやすい事だったのであろう。

6桂沢ダムの鉱業権に対する補償

桂沢ダムは、北海道三笠市桂沢に1級河川石狩川水系幾春別川を堰き止めて建設されたもので、堤高63.6m、提頂長334.3m、湛水面積499haの重力式コンクリートダムで、洪水調節、かんがい、上水道、発電を目的とし国(建設省)が、北海道で初めて建設した多目的ダムで、鷹泊ダムに続き昭和27年に着手され、昭和32年に完成した。当該地域は、石炭の産出地域にあり、アンモナイト等の化石の産地としても有名であるが、砂金、砂白金の産出はなく砂鉱権も設定されていない。しかし「桂沢ダム小史」によれば、ダム下流部に石油の鉱業権があり、多額の補償が行われたと記録されている。なお、桂沢ダムは、昭和56年の水害により治水計画が見直され、堤高を12.4m嵩上げする再開発が行われ、新桂沢ダムとして、過日完成したところである。

7大夕張ダムの鉱業権に対する補償

大夕張ダムは、北海道夕張市南部に1級河川石狩川水系夕張川を堰き止めて建設されたもので、堤高67.5m、提頂長251.7m、湛水面積475 haの重力式コンクリートダムで、かんがいと発電を目的として、国(農林水産省)が、北海道(公営電気事業者)、三菱鉱業(自家用電気事業者)と共同で建設したものである。当該ダムは、鷹泊ダム、桂沢ダムに続き昭和28年に着手され、昭和35年に完成した。大夕張ダムの建設地域は桂沢ダムと同様、石炭の産出地域であり、アンモナイト等の化石の産地としても有名であるが、砂金、砂白金の産出も豊富で、上流域は、鷹泊ダムと同じく、帝国砂白金開発有限会社が大規模に砂白金の採掘を行った場所である。「大夕張ダム物語」によれば、ダム建設工事中に、鉱山会社と覚しき者が、砂金の補償を求めて座り込みを行ったという話や、作業員が豆粒大の砂金を拾った等というエピソードが記載されているが、鉱業権の補償については記述がない。しかし、ダム地点は明治時代に砂金事務所

が置かれた場所であり、上流のペンケモユーパロ川や白金川等は昔から砂金、砂白金の産地として有名で、鷹泊ダムの事例を見ても、補償が行われたであろうことは確実である。前述の鉱山会社と覚しき者は、補償に関する何らかのトラブルのため、実力行使に出たものと思われる。同ダムは農業用水の不足に伴い、農林水産省によって嵩上げが計画されていたが、新桂沢ダムと同様に洪水対策のため、建設省が嵩上げ計画に参入する形で、大夕張ダムの直下に、堤高110.6mの夕張シューパロダムを建設することとなり、過日完成したところである。なお、夕張シューパロダムの建設に伴い、水没するペンケモユーパロ川には砂金、砂白金の鉱業権が設定されていたが、後述する理由により補償は行われなかった。

8金山ダムの鉱業権に対する補償

金山ダムは、北海道南富良野町金山に、1級河川石狩川水系空知川を堰き止めて建設 されたもので、堤高57.3m、提頂長288.5m、湛水面積920 ha の中空重力式 コンクリートダムで、洪水調節、かんがい、上水道、発電を目的とし、国(建設省)が 建設した多目的ダムである。当該ダムは、鷹泊ダム、桂沢ダム、大夕張ダムに続き、昭和 34年に着手され、昭和42年に完成した。ダム地点がある南富良野町は、砂金の産地 として有名で、金山という地名は文字どおり「金」に由来する。砂金掘り物語の渡辺良 作が、日高から山越えした場所は金山峠となり、峠のある国道237号は砂金掘りの道 と言われる。そして良作は、この地で豆粒大の「光る玉」を拾い集めたということだが、 その川はダムが建設された空知川本流ではなく、支流のトナシベツ川と思われる。しか し、空知川本流にも鉱業権が設定されており、8件の補償が行われたとのことであるが 詳細は不明である。なお、本ダムの建設にあたり、北海道開発局と金山ダム対策委員会 とで補償交渉が行われたが、当局側の責任者であった金山ダム建設事務所の鈴木喜一郎 氏は、のちに札幌で「山の手博物館」を開設することとなる法人の創設者であり、金山 ダム対策委員会の事務局長であった岸本翠月氏は、のちに南富良野町史をはじめ、周辺 の市町村史を執筆され、砂金掘りについて詳細な記述を行うなど、優れた砂金史研究家 であったことを述べておく。

以上、北海道開発局設立当初の、一連のダム建設に伴う鉱業権補償について述べてきたが、北海道開発局はその後も多数のダムを建設してきた。その中で鉱業権に対して、どの様な補償が行われたかは明らかではないが、当時は、事業をスムーズに進めるため、あらゆる権利は抹消するという考えに立っており、少なからず補償が行われたのではないかと思料する。

9鉱業権に対する補償について

鉱業権とは一定の土地の区域で、登録を受けた鉱物を掘採し取得する権利である。公 共事業の施行にあたり鉱業権を消滅させる必要がある場合には、基準に基づき補償する

ことになっているが、鉱業法第64条の解釈により、鉱業権を消滅させる必要があるか、 補償が必要かについて議論があり学説も分かれている。

鉱業法第64条

鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも50m以内の場所において鉱物を採掘するには、他の法令の規定によって許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。

法務省の見解

鉱業権は、設定された当初から鉱業法第64条の制限を受けた物権であるから、鉱業権の設定が施設設置の前であると後であるとに関わりなく、また鉱業の実施が施設設置の前であると後であるとに関わりなく、補償を要求することができない。

通産省の見解(抄)

鉱業法第64条の鉱害防止のための掘採制限に関する規定は、保安上の見地から鉱業権の行使を制限するのみであって、たとえば鉱量が確認され現に稼行している鉱区に、後から本条列記の物件を施設した結果、鉱業権者の権利の行使が制限された場合の如きは、鉱業権者はその原因者に対して、掘採制限を受けたことによって生じた損失の補償を要求することができる。

建設省の見解(抄)

鉱業法の建前によれば、鉱業権設定の許可は、あくまでも鉱区において登録を受けた鉱物を掘採し取得する権利を付与するにとどまり、鉱区たる土地を使用する権利をも付与するものではない。また、鉱業権者が河川の敷地において鉱物を採掘するには、河川法第18条、第19条の許可を要することは鉱業法第64条の規定に徴しても明らかである。従って、河川法の許可を申請もせず、得てもいない者は、河川の敷地を鉱区とする鉱業権は保有していても、砂鉱採取のために河川の敷地を占用し掘削する地位に立つわけではなく、適法に砂鉱を採掘し、鉱業権の効用を収める地位に立っていないものという外はない。かようなわけであるから、甲(起業者)が適法にえん堤を建設した結果、乙(鉱業権者)の鉱業権が湛水区域と化し、それによって乙の鉱物の掘採及び取得が不可能となり、鉱業権の経済的価値が著しく減殺されたとしても、甲が、乙の鉱業権そのもの、ないしはその効用に対して不法に侵害を加えたということはできない。従って甲が乙に対して損害賠償の義務を負うべきものとは解しがたい。

注:河川法第18条、第19条は、現在の河川法第24条(土地の占用の許可)第25

条(土石等の採取の許可) である。

学識経験者の見解(逐条解説土地収用法~小澤道一)

この問題は、起業者の有する土地所有権と鉱業権との衝突をどのように調整すべきかという問題である。学説は具体的事情に即し、それぞれの社会的価値を標準とし、互譲の精神に基づいて決すべしとしており、判例もこれにならうものがある。土地所有権も、鉱業権も、ともに法律によって認められた制度であり、両者に優劣はないから、64条を根拠に補償は一切不要であるとすることはできないのであって、具体の事案に即して、両権利の調整が図られるべきであると思われる。すなわち、公共施設の設置と鉱業権設定の時間的前後関係、鉱区の収益性、採鉱活動の実態、公共事業の施行によって鉱業権に支障が生じる程度、損失の程度等の点によって双方の事情を比較考量し、鉱業権者に妨害排除請求、妨害予防請求、損害賠償請求が認められるケースか否かを判断し、これが認められる場合には補償が必要であると思われる。

解説

鉱業権に対する補償について、各省の見解は分かれているが、大勢は補償不要との立場に立っている。しかし、補償はできないと鉱業権者に説明して納得を得られれば良いが、相手が納得しない場合、結論は司法の判断を仰がなければならなくなる。しかし、それではダムの完成が遅れ、費用も膨大になることから、鉱区禁止区域指定等をして、補償を行うケースが多く見受けられる。しかし、鉱業権者の要求が不当要求の場合には、毅然とした対応が必要であり、以下に四国における鉱業権収用裁決事例を記載する。

10鉱業権収用裁決事例

- 1) 吉野川水系早明浦ダム建設に伴う裁決事例。
- ○昭和45年4月17日 高知県収用委員会裁決書(抄)

起業者 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 電源開発株式会社

権利者 愛媛県北宇和郡吉田町〇〇〇〇〇 A

愛媛県東宇和郡野付村町〇〇〇〇〇 B

昭和44年6月25日付けで、上記起業者から申請のあった、早明浦発電所新設工事 及び山崎調整池新設工事に係る権利消滅の裁決申請事件について、当委員会は次のとお り裁決する。

主文

 $310 \, \text{m}$

- 1 消滅させる権利の種類及び内容高知県長岡郡本山町大字助藤字髙原、吉野川本流河川敷地内に存する砂金の採掘権3,
- 2 損失補償金 金12,335円
- 3 権利を消滅させる時期 昭和45年4月30日

起業者の申立の要旨

(1)損失補償額は、12,335円である。

(2)権利を消滅させる時期 昭和44年9月30日

権利者の申立の要旨

- (1)権利者は、採掘権を昭和12年10月26日以降現在まで有している。
- (2)昭和12年権利取得後、手マキによる操業をして成績が良いので、選鉱機使用に踏み切った。本鉱区での砂金は大きいもので小豆粒大、小さくても米粒大で、純度が高く、日本第5位の優秀なもので、条件の良い場所では、3時間で11匁の採取をした実績がある。
- (3)今日まで、砂金採取の操業をしていなかったのは、鉱区内において砂利を採取しており、砂金の操業が不可能の状態にあったからである。しかし、砂金は河川流域の土砂、岩石中に含有されている金粒が、風雨の浸食と洪水による流出によって河床に堆積するもので、採取しても次々に流出して尽きることがなく、永久に産出されるものである。
- (4)損失補償額の算定の根拠。

昭和44年10月25日現地調査の結果、山崎調整池の建設によって減産となる鉱区 15万㎡から砂金を採取すれば、 $1 m^2 1$ 匁の砂金が採取でき、その量は150 貫となる。その価格4億3千500万円から必要経費2億8千800万円を控除し、その他経費96万円を加算して1億4千796万円とした。

裁決の理由

当委員会は、起業者の提出した裁決申請書を適法と認め、双方の提出した書類、現地調査、鑑定書、報告書及び審理により次のとおり判断する。

消滅させる権利

消滅させる権利の区域は、起業者の申し立てを相当と認める。

損失補償

損失補償額は、権利者の主張する1億4千796万円についてはこれを認める資料がなく、当該鉱区の経済価値は認められない。しかし、土地収用法第48条第3項の規定に基づき、補償額を起業者の申し立てた金12,335円と決定する。権利者は過去において、四国通商産業局が認可した施業案、分析報告書等により鉱物の品位が優秀な事を主張しているが、これらは過去の実績を示すもので、権利者の主張は採用できない。よって主文のとおり裁決する。

解説

土地収用法は公共事業に必要な土地等の取得や使用に関し、その要件、手続き、効果並びに損失の補償について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。公共事業に必要な土地等の取得等に関しては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づいて算定した金額をもって、起業者と地権者との任意交渉によって解決することが基本となっているが、交渉が難航した場合、土地収用法により、土地等を強制的に収用することができることとされている。その手続きは事業認定手続きと裁決申請手続きの2つに大別され、事業認定手続きはその事業が土地等を収用等するに値する事業であるかを判断し、裁決申請手続きは、各都道府県の収用委員会が、起業者と地権者の意見を聞き、補償等の妥当性を判断するものである。この結果、妥当との裁決が下されれば、土地は強制的に起業者のものとなり、権利は抹消されるのである。

早明浦ダムは高知県長岡郡本山町と土佐郡土佐町に、1級河川吉野川を堰き止めて建設されたもので、提高106m、堤頂長400m、湛水面積750haの重力式コンクリートダムで。洪水調節、かんがい、上水道、工業用水、発電等を目的として、水資源開発公団が建設した多目的ダムであり、昭和38年に着手し昭和50年に完成した。本件は、早明浦ダムの水を利用して発電事業を行う電源開発株式会社が、早明浦発電所、山崎調整池を建設しようとしたところ、必要となる土地の区域に砂金の採取を目的とする鉱業権が設定されており、任意での交渉が難航したため、高知県収用委員会に裁決を求めたものである。採決の結果は当該鉱区の経済価値は認められないとしたが、土地収用法は裁決価格が起業者見積額を下回った場合、起業者見積額を優先するとの定めがあり、補償金額を12,335円と決定したものである。鉱業権者の主張は、砂金を掘っている我々にとって、全く理解できないわけではないが、未着手で、河川法の許可も得ていない鉱業権は、無価値であることを判断した事例として興味深い。

- 2) 吉野川水系銅山川新宮ダム建設に伴う裁決事例
- ○昭和50年10月10日 愛媛県収用委員会裁決書(抄)

起業者 東京都港区赤坂5丁目3番6号 水資源開発公団

権利者 大阪府吹田市垂水町〇〇〇〇 A

権利者 大阪府吹田市垂水町〇〇〇〇 B

上記起業者から昭和50年6月3日付けで、権利取得裁決及び明渡裁決の申立てがあり、1級河川吉野川水系新宮ダム建設工事に関する権利収用事件について次のとおり裁決する。

主文

1 収用する権利の種類及び内容並びに明渡すべき当該権利に関係のある土地 の区域、 愛媛県宇摩郡新宮村大字馬立字柳サコ丙2063番外の銅山川筋に存する採掘権(旧砂

鉱権) 5,018m外。

- 2 損失補償は、権利者A及びBに対し金197万3千307円とする。
- 3 権利取得の時期及び明渡しの期限は昭和50年10月25日とする。

事実

- 1 起業者の申立ての要旨
- (1) 本件事業については、昭和49年6月24日建設大臣の事業認定の告示が あった。
- (2)権利の収用に伴う損失の補償は、権利に対する損失補償額19万8千339円と し、算定内容は以下のとおりである。

当該鉱業権は、昭和31年5月21日に取得され、昭和34年に数カ月間採取した実績はあるが、以降現在まで施業案も提出されておらず、稼働は一切行われていない。現在まで稼働されていない理由は、鉱区禁止地域指定請求に関する回答書において「この鉱物の名称は砂金ではあるが、砂鉱の中には重要希元素金属であるタンタル並びにニオブが含有されしており、選鉱技術が確立しなかったため延引しているが、メーカーとの取引契約が整えば、直ちに稼業する予定である。」と述べている。しかし、現在に至ってもメーカーとの取引契約は成立しておらず、今後着手する確かな見通しもない。以上の理由により、当該鉱業権は未着手の鉱山であって鉱量が不明であり、将来の収益が不確定であるため、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準第21条第2項第4号に規定する方法により、鉱業権者が当該鉱業権を取得した昭和31年5月21日から現在まで当該鉱区に投下したと推定される経費を算出し、6%の後価額により補償額を算定した。

2 権利者の申立の要旨

- (1)本鉱業権は昭和31年5月21日愛媛県の公売処分により取得した。同年9月施業案の認可を得、昭和34年に約4カ月間採掘した。以来今日まで事業に着手していないが、その理由は次のとおりである。
- ①この鉱物の名称は砂金ではあるが、砂鉱の中には重要希元素金属であるタンタル及び ニオブを含有するタンタル石が多量に埋蔵されており、これらの選鉱技術が確立してい なかったこと。
- ②メーカーとしても他の金属と違い充分な試験期間を必要としたこと。
- ③当時はこの金属の価格が現在の3倍であったが、徐々に下落したことにより、採算が とれなくなる恐れがあったこと。
- ④砂鉱には、非常に価値の高いレニウムが多く含まれているが、日本では需要がなく、レニウムが日の目を見るのを待っていたこと。等により今日まで開発を控えていたものである。
- (2)損失の補償については、基準第21条第2項第2号を適用し、未着手のまま据置期間のある場合の鉱山の鉱業権として計算した額、11億235万円を要求し算定内容は以下のとおりである。

当該鉱物の埋蔵量及び可採鉱量については、昭和34年の採掘結果及び多年の経験等により鉱業権者が自ら算定し、粗鉱の品位は、LEDOUX&COMPANY,Incの分析結果を採用した。起業者は、鉱量が不明であり、将来の収益が不確定であると主張するが、上述のとおり鉱量は明確であり、将来の収益も確定しうるので、基準第21条第2項第2号により損失補償額を算定すべきである。

理由

1 収用する権利の種類及び明渡すべき当該権利に関係ある土地の区域 現地調査の結果等から判断して、主文のとおり、当該権利を消滅させ、かつ、当該権 利に関係のある土地の区域を明渡すべきことは、本件事業に必要なものと認める。

2 損失の補償

起業者は、投下経費を基礎として19万8千339円を申立てているのに対し、権利者は、純収益を基礎として11億235万円を要求している。

本件において、鉱物を掘採し所有するためには、施業案の認可及び河川管理者の許可を要するが、現在のところ鉱業権者はこれらの許認可を得ていない。

また、当該鉱区は公害等調整委員会において鉱区禁止地域に指定されており、その指定理由の中で、「鉱物を採掘するときは、その種類のいかんにかかわらずダム及び貯水池の損壊、埋没、漏水、水質の汚濁等をまねく恐れがある。」と述べられていることから、将来においてもこれらの許認可が得られる可能性は少なく、本件採掘権は現実に操業し得る可能性が極めて少ない。

一方、鉱物の品位について、権利者が提出している EDOUX & COMPANY.Inc の分析報告書では、タンタル 1.04%、ニオブ 0.94% 等となっているが、起業者が三井金属鉱業に依頼して得た分析報告書では、タンタル、ニオブは検出せず、鉄、銅、亜鉛は少量または微量となっている。また、鉱量について、権利者は過去に採掘して得た資料及び自己の経験に基づき、埋蔵量 8 万トン、可採鉱量 4 万 5 千トンと主張しているが、公害等調整委員会は「請求地域には層状含銅硫化鉄鉱床の賦存が認められるが、その他については、鉱床が賦存する可能性はきわめて少ない。」と述べている。更に、毎年 4 億 1 千 2 8 0 万円もの純収益をあげ得ると主張しているにもかかわらず、過去 1 9 年間何ら稼行されていないことは、当委員会としては何とも理解に苦しむところである。

以上を総合的に考慮した結果、当委員会は当該権利に対する損失の補償は、当該鉱区 に投下されたと認められる費用を基礎として算定し、197万3千307円を相当と認 める。

3 権利取得の時期及び明渡しの期限

起業者の事業施行の緊急性、補償金支払いに要する期間並びに鉱業権者の稼業の実態 等を考慮して、昭和50年10月25日とする。

解説

新宮ダムは愛媛県宇摩郡新宮村に、1級河川吉野川水系銅山川を堰き止めて建設され

たもので、提高42m、堤頂長138m、湛水面積90haの重力式コンクリートダムで、洪水調節、かんがい、工業用水、発電を目的として、水資源開発公団が建設した多目的ダムあり、昭和44年に着手され、昭和50年に完成したものである。本件は、新宮ダム建設に伴い水没する土地の区域内に、砂金の採取を目的とする鉱業権が設定されており、任意での交渉がまとまらなかったため、愛媛県収用委員会に裁決を申請したものであるが、採決の結果は、当該鉱区の補償について、当該鉱区に投下された費用を基に197万3千307円と決定されたものである。鉱業権者の主張は、荒唐無稽で要求額も膨大であるが、この様な主張は公的には全く通用せず、却って心証を害するものである。本件も早明浦ダムと同様、未着手で河川法上の許可を得ていない鉱業権は、価値がないことを追認したものといえる。

11終わりに

趣味の砂金採りは違法かという命題がある。では何の法律に違反するかについて、鉱業法という意見が圧倒的である。しかし、本稿に記載したとおり、河川法等の許可を得ない鉱業権は無価値であり、およそ公物を管理する法律で、無許可で土砂等を採取して良いなどというものは存在しないから、鉱業を行うにはそれらの許可を得なければならないことは明白である。しかし、河川法等の許可を得るには、膨大な費用と時間を要するため、一般私人が簡単に取得できるものではなく、申請内容によっては、許可されるかどうかも明らかではない。

鉱業法に関して、明治時代には無許可の砂金掘りは、密採者という烙印を押され、請願巡査という官憲の取締りを受けた様だが、当時の取締りは、自分の鉱区から無許可採取者を排除するために行ったものと思われ、河川に鉱業権が設定されていない現代において、趣味の砂金採りが鉱業法違反で検挙されることはないと思われる。一方河川法は、砂金の採取を自由使用の範囲内で許容しており、常識の範疇で行われるならば何らとがめられることはない。従って我々は、河川の自由使用の原則に基づき、この素晴らしい趣味を謙虚に楽しんでいけば良いのではないかと考えている。

北海道のダムと砂金

著 へるふね

制 作 Puboo 発行所 デザインエッグ株式会社